

令和3年第10回

農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- ・ 開催日 令和3年10月29日
- ・ 会 場 深谷市役所2-4会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和3年10月29日(金) 午後2時から
深谷市役所本庁舎2階 会議室2-4

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 53 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 54 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 55 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 56 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 57 号 農地の改良に係る届出について
- 6) 議案第 57 号 農用地利用集積計画の決定について
- 7) 議案第 58 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8) 議案第 59 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 9) 議案第 60 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 61 号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和3年10月29日	開会場所	深谷市役所2-4会議室		
開閉の日時	開 会	令和3年10月29日(金) 午後2時00分			
	閉 会	令和3年10月29日(金) 午後3時30分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	木口 正彦	出	21	塚原 勝美	欠
2	茂木 浩	出	22	富田 千恵子	出
3	江口 明	出	23	塚越 石夫	出
4	柴崎 安雄	出	24	石川 野理子	出
5	小内 忠	出	1	増野 弘	出
6	大澤 慶三	出	2	糸原 清	出
7	下田 洋子	出	3	田中島 隆	出
8	小嶋 道夫	出	4	篠原 哲男	出
9	吉田 光雄	出	5	大澤 正	出
10	新井 安夫	出	6	橋本 繁穂	出
11	新井 美津子	出	7	加藤 富夫	出
12	関根 満好	出	8	鶴田 博樹	出
13	福島 明	出	9	飯塚 諭	出
14	坂本 清	出	10	原口 友一	出
15	宇野 正行	出	11	根岸 英男	出
16	荻野 正和	出	12	須永 政信	出
17	飯島 三喜男	出	13	野辺 一夫	出
18	小暮 次男	出	14	馬場 詔二	出
19	今井 順子	出	15	大野 晃	出
20	安藤 已喜夫	出	16	高荷 政行	出
説 明 者	事務局長	吉田 稔			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	主査	山口 圭一			
	主任	中島 寛			
参 与	農業振興課 主査	福島 芳宏			
	農業振興課 主事	加藤 寛規			

会 議 件 名		て ん 末	
会	開会	局 長	<p>本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から、令和3年第10回深谷市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	委員の出欠席報告	局 長	<p>はじめに、本日の欠席委員の報告をいたします。</p> <p>議席番号21番塚原委員でございます。</p> <p>従いまして、委員24人中23人の出席となり、出席者が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことを報告します。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員につきましては、全員出席となっております。</p> <p>なお、本日の総会から、これまで省略させていただいておりました議案の説明を通常通り行うことといたします。</p>
	議長の選出	局 長	<p>次に議長の選出を行います。</p> <p>深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。</p>
議 進	議事録署名人の署名	議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号9番吉田委員、議席番号10番新井安夫委員、以上2名を指名いたします。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
	報告事項について	議 長 事務局	<p>それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第53号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第57号「農地の改良に係る届出について」までを一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>はい、それでは事務局より説明させていただきます。</p> <p>議案書の1ページになります。</p> <p>報告第53号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>こちらにつきましては貸主、借主の合意に基づきまして、解約されたものでございます。報告第53号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、2ページまでの合計7件となります。</p> <p>次に3ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>報告第54号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」でございます。</p> <p>本件につきましては、相続に対する届出となります。深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、報告いたします。</p> <p>報告第54号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」は、7ページまでの合計13件となります。あっせんの希望については全てなしとなっております。</p> <p>続きまして、議案書の8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第55号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。</p> <p>こちらにつきましても深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分しましたので報告いたします。4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、土地所有者本人が行う、土地の権利移転を伴わない転用でございます。「農地法第4条第1項第8号の規定</p>
行 状 況			

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況			<p>による転用届出に対する専決処分につきまして」は、8ページの1件、合計面積は552㎡でございます。</p> <p>次に9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第56号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。</p> <p>同じく深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分しましたので、報告いたします。5条の転用届出につきましては、市街化区域内において、農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う転用でございます。「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分につきまして」は、次の11ページまでの合計9件、合計面積は1,594㎡となります。</p> <p>続きまして12ページをお願いいたします。</p> <p>報告第57号「農地の改良に係る届出について」でございます。</p> <p>こちらにつきましては、1,000㎡未満の農地改良を行う場合がございます。「深谷市農地の改良に関する指導要綱」に基づき実施されるものでございます。</p> <p>整理番号1番をご覧いただきたいと思います。場所につきましては、上原字中里36番1、畑で695㎡となります。改良の方法につきましては、東京都板橋区地内のストック残土476㎡ほどを入れまして、全体を現況面より80cmほど嵩上げを行うもので、道路面より30cm程度の嵩上げとなります。工事期間につきましては、令和3年11月30日から令和3年12月29日の約1ヶ月間でございます。なお改良後は栗・梅の栽培を行う予定でございます。</p> <p>報告案件につきましては以上となります。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
		議 長	<p>はい、ただ今事務局より説明がございました。</p> <p>本件は、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきますが、報告第57号については農地改良でありますので、指導委員を指名させていただきます。</p> <p>議席番号6番 大澤慶三委員、ならびに農地利用最適化推進委員の馬場委員、以上2名を指名いたしますので、ご指導いただけますようよろしくお願いいたします。なお、これらについてお手元に資料1が配られていますが、これも一つ参考にしていただければと思います。</p>
	議案第57号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	<p>次に、議案書の13ページ、議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
		事務局	<p>はい、それでは、議案書の13ページ、議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」を事務局より説明いたします。</p> <p>本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙の農用地利用集積計画案につきまして、同計画の決定を求めます。</p> <p>この計画は、市が個々の権利移動を1つの計画にまとめ、個々の契約をとりかわすことなく、一挙に貸し借りの効果を生じさせるもので、農業委員会の決定を経て、市が公告することにより利用権が設定されます。なお、利用権とは、農地の貸し借り等の権利のことです。また、この場合の権利移動は、本来、農地の貸し借りに必要とされている農地法第3条の許可を要しないこととされており、この事業は、原則として市街化区域以外の区域で実施することができ、農地は一度貸したら戻らないという認識がありますが、当事者で取り決めた期限がくれば貸借関係は終了し、貸し付けた農地は所有者に必ず戻るということとなります。また、再び利用権の設定をすることにより、継続して貸し借りを行うことができます。</p> <p>続きまして、14ページの利用集積計画概要表について説明いたします。また、別添の議案資料の1ページに、借受人別内訳がございますので、併せてご参照ください。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議			<p>今回の案件は58件、総筆数125筆、総面積163,376.75㎡でございます。概要表の2列目でございます利用権の種類につきましては、賃料や物納が発生する貸し借りが賃借権となり、無償での貸し借りが使用貸借権となっております。また、3列目でございます区分につきましては、新たに貸し借りをを行うものが新規となり、継続して貸し借りをを行うものが再設定となっております。</p> <p>続きまして18ページをご覧ください。</p> <p>整理番号13番から16番の「法人化」について説明いたします。</p> <p>農業を営む個人が代表として法人を立ち上げたもので、すでに個人で貸し借りをしている農地を、段階的に法人に移行していくことでございます。</p> <p>続きまして24ページをご覧ください。</p> <p>整理番号40番の「農業者年金の再設定のため」について、ご説明いたします。貸付人は農業者年金の経営移譲年金を受給するにあたり、後継者に農地を貸し付けて経営を移譲しましたが、その貸し借りが期限をむかえることから、再び利用権の設定をするものでございます。</p> <p>続きまして、27ページ、28ページをご覧ください。</p> <p>整理番号54番から58番につきましては、農地中間管理事業により、埼玉県農林公社が借り受けるものでございます。</p> <p>この事業は、埼玉県の農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、農地を貸したい方から借り受け、出来るだけまとまった形で担い手に貸し付けを行うというものでございます。なお、埼玉県農林公社から担い手への貸し付けにつきましては、この後の議案第61号において説明させていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
			<p>議 長</p> <p>はい、事務局より説明がありました本件につきまして、まずこの中でひとつ説明してほしいのだけれど、農地所有適格法人と、それから一般の農事組合法人、さらには公社、それらの違いについてわかりやすく説明してもらえますか。</p>
進 行		事務局	<p>はい、それでは今ご指摘がございました法人の区分について説明させていただきます。</p> <p>まず農地所有適格法人とは、簡単に申し上げますと、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなど、農地法で定める要件を満たしている法人を指すものでございます。基本的に、農地所有適格法人でないと農地の所有権は持つことができませんし、一定の農地の貸し借りについても制約がついて回るものになってございます。農地所有適格法人以外の法人については、平成21年の農地法等の改正によりまして、土地を借りて農業に参入することができることにはなりましたが、そういった農地所有適格法人の要件を満たさない会社が農業参入する場合に、一般法人として取り扱う形になります。農地中間管理機構につきましては、農地中間管理事業実施に当たりまして、都道府県で一つの組織が指定されることになっていますが、埼玉県の場合には埼玉県農林公社が中間管理機構として指定されておりまして、先ほど説明しましたけれども、土地を出し手から個別に借り上げ、土地を集めてできる限り受け手、担い手の方にまとまった形で配分するというような事業を進めるために所有者と借り手の間に、仲介機能を行う組織として入っているのが農地中間管理機構になります。</p> <p>以上です。</p>
		議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは本議案について一括で審議いたします。</p> <p>この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
状 況			

会 議 件 名		て ん 末	
会		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
議	議案第58号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	次に、議案書の29ページ、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
進		事務局	はい、それでは、議案書29ページ、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より引き続きご説明いたします。別添の議案資料の2ページ、3ページの資料2の1と、4ページの資料2の2も関連するものとなっておりますので、併せてご参照ください。 農地法第3条は、耕作目的での農地の売買や貸借を行うためのものがございます。本日のご審議の結果をもちまして、本日付けでの処分となります。 今回お諮りするの4件でございます。それでは、整理番号1番より順にご説明させていただきます。 整理番号1番でございます。申請地は人見1568番3、畑、408㎡についてでございます。こちらにつきましてはねぎの生産向上を図るため、自己所有地に隣接している申請地を譲り受けるものとなっております。通作につきましては、管理機などをトラックで持ち込んで耕作を行うとのことでございます。 整理番号2番、東方1210番、田、998㎡、外3筆、4筆合計で3,493㎡についてでございます。 こちらにつきましては野菜の生産向上を図るため、申請地を譲り受けるものがございます。取得後におきましては、ねぎやブロッコリーなどの作付けを行うとのことでございます。 整理番号3番です。本郷2672番2、畑、1,954㎡でございます。こちらにつきましては、整理番号4番と関連しておりまして、それぞれの所有地を交換するものとなっております。申請地が、譲受人の耕作地までの通作経路上に位置することもありまして、耕作上の利便性があることから、交換により、申請地を譲り受けようとするものがございます。取得後においては、麦の作付けを行うとのことでございます。 整理番号4番、本郷2957番、畑、1,994㎡についてでございます。こちらは、申請地が自作地と隣接していることから、申請地を取得することで、一体的な耕作が可能となり、耕作上の利便性が向上することから、交換により申請地を譲り受けようとするものがございます。取得後におきましては、飼料作物の作付けを行うとのことでございます。なお、譲受人は酪農業を営んでおりまして、所有農地の一部に、牛舎などの畜産利用がされているものがございましたが、適法化に向けまして是正の手続きが進められております。 農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
行		議 長	はい、事務局より説明がありました本件につきまして、まず一つ確認なんですけれども、交換という言葉がありますが、この交換の場合の条件はどんなものがありますか。例えば、固定資産税評価額等における評価額がほぼ同じであるか、あるいは2割前後でいいのか、その辺はどうなのでしょう。ちょっとわかれば説明していただけますか。
状		事務局	今の点についてご説明させていただきます。 通常、土地を売却すると所得税の対象になりまして、交換の場合
況			

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進			<p>も、基本的には原則として所得税法上は互いに売買があったものとみなされまして課税されますが、一定の条件を満たす交換であれば、譲渡がなかったものとみなされ課税対象から外れます。そちらは要件がございますけれども、いくつか説明させていただくと、まず交換する資産が、土地と土地という同じ種類での交換であること、あと交換する資産が、お互い1年以上所有していたものであって、なおかつ交換のために他の方から取得したものでないこと。あと交換によって取得した資産を、元々使っていた譲り渡す資産と同様の用途で使うこと。あと、先ほど議長がおっしゃったところに似通ってきますけれども、交換により、譲渡する資産と取得する資産の時価の差が、高い方の価格の20%以内にあること。これらの要件をすべて満たす交換に当たる場合につきましては、固定資産の交換特例ということで、税制上の優遇が受けられる形になっております。以上です。</p> <p>議 長 はい、ありがとうございます。 ということでこういった話が出ましたときには、事務局なり、あるいは専門のところにご相談いただくというようにご指導いただければありがたいと思います。 それでは、本件につきまして審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>
行 状 況	議案第59号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の30ページ、議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	農地法第4条第1項の規定による許可申請承認につきましては、事務局よりご説明させていただきます。 議案書30ページ及び総会別添資料の5ページを併せてご確認ください。 農地法第4条第1項の規定による許可申請におきましては、市街化区域以外の、ご自身が所有権を有している農地を、ご自身が農地以外の目的で使用するために必要な手続きとなります。 本日の総会における許可申請承認につきましては2件となっております。ご審議いただいた内容に意見書を付して深谷市長へ進達し、来月の10日頃処分がなされる見込みとなっております。 整理番号1番です。申請地は武蔵野3861番3の畑、330㎡であります。こちらにつきましては、現在借家住まいであります。手狭となってきたため、実家の隣である申請地に自己用住宅を建築したいという申請でございます。 整理番号2番です。申請地は小前田1002番1の畑、348㎡の内183㎡についてであります。こちらにつきましては、財産分与により現在所有している住宅を手放すこととなったため申請地に自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。 農地法4条の許可承認申請につきましては以上2件です。 ご審議の程、お願い申し上げます。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	はい、事務局より説明のありました本件につきまして、審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
進 行 状 況	議案第60号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案書の31ページ、議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。 議案書31ページおよび別添総会資料の6ページを併せてご確認ください。 議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」であります。 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、市街化区域以外の農地で所有権の移転、貸借権の設定等、権利の移動または設定を伴う所有権を有さない農地を農地以外の目的で使用するために必要な手続きとなります。 本日の総会における許可申請承認につきましては9件となっております。ご審議頂いた内容を意見書に付して深谷市長へ進達し、来月の10日頃処分がなされる見込みであります。なお、整理番号9番につきましては、3,000㎡を超える案件となりますので、11月4日開催予定の常設審議委員会に意見照会を行った後に、深谷市長へ常設審議委員会の意見を合わせて進達し、来月の15日前後、処分がなされる見込みとなっております。 では整理番号1番です。申請地は宿根1357番1の畑、1,300㎡についてであります。こちらにつきましては、譲受人の法人が経営の安定化を図るため申請地を借り受け、農業用資材置き場等の整備を行いたいという申請であります。 整理番号2番です。申請地は、上手計5番1の畑、300㎡についてであります。譲受人は親と同居しているが、独立するため申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。 整理番号3番です。申請地は町田438番2の畑、192㎡、既存の宅地部分を含んだ全体面積304.12㎡についてであります。譲受人は借家住まいで手狭なため申請地を借り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。 整理番号4番です。申請地は、中瀬242番1の現況宅地、462㎡についてであります。譲受人は親と同居しているが独立するため、昭和55年頃から親族が住宅敷地として利用していた申請地を借り受けようとしたが、調査の際、手続き未了であることが発覚したため、今回改めて申請を行いたいというものでございます。 整理番号5番です。申請地は岡1444番2の畑、外1筆、2筆合計いたしまして、500㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。 整理番号6番です。申請地は武蔵野772番の畑、274㎡についてであります。譲受人は親と同居しているが独立するため申請地を借り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。 整理番号7番です。申請地は黒田402番4の畑、330㎡について

会 議 件 名		て ん 末
会 議 進 行 状 況		<p>であります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を借り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号8番です。申請地は東大沼45番の畑、外1筆、2筆合計いたしまして1,749㎡についてであります。譲受人の法人は、深谷市が発注した工事实施に際し、養生シートを設置した上に鉄板敷きを行い、仮設の資材置き場等として、令和4年3月31日までの約4ヶ月間一時利用をしたいという申請でございます。なお、工事完了後には鉄板・養生シートを引き上げた後にトラクターにて耕耘後、地権者の確認を経て返却する旨の農地復元計画書が提出されております。</p> <p>整理番号9番です。申請地は、上原31番1の畑、外5筆、6筆合計いたしまして7,301㎡についてであります。本申請につきましては、3,000㎡を超える案件となりますので、本総会の審議の結果を付して、常設審議委員会へ意見照会を行います。こちらの案件につきましては、現在畑が低くなってしまっており、水はけが悪く果樹等の生産性が低下してしまっていることから、嵩上げを行い、生産性の向上を図るものであります。なお嵩上げにつきましては、現況を一度掘削し、下に建設残土を入れた後に現況の耕作土を上に戻す形での工事が計画されております。工事期間につきましては、許可日から4ヶ月間程度を計画しており、泥につきましては、東京都板橋区内のストック残土3,202㎡を搬入するものであり、改良後は栗・梅の定植を行う計画となっております。また、報告第57号にてご報告をいたしました農地改良につきましても、同様の工法により同一事業者が施工することになっており、双方を加味した計画工程が示されております。</p> <p>なお、農地改良指導員につきましては、先ほどの届け出と同様、議席番号6番の大澤委員、農地利用最適化推進委員の馬場委員を推薦させていただきます。農地改良指導員につきましては、工事着手前に施工予定者、耕作者、事務局と現地の立会いを行い、施工方法等に関わる共通理解を図った上で、一般的な施工時間、いわゆる朝8時から午後5時程度を逸脱して工事を行っていないか、事業計画通りの施工等が適正に行われているか、こちらにつきましては運び込む予定の泥の中にいろんなものが混ざったりしていないか、確認していただき、現地の指導または監督を行っていただくこととなります。確認の結果、指導または注意等が必要であると判断された場合におきましては、まずは事務局にご連絡をいただきまして、必要に応じて適正な施工の指示等事務局と行っていただくことが主な業務となっておりますので、説明を付け加えさせていただきます。</p> <p>農地法第5条の申請につきましては以上9件です。 ご審議をお願い申し上げます。</p>
	議 長	<p>ただいま事務局より説明がありました本件につきまして、まず質疑をいただくんですが、この9番の案件、面積が7,300㎡っていうことであって大きく、おおむね大型で50台弱ですかね。当然これは県の北部環境管理事務所で土質等について精査され、その後、搬入がされるということでもあります。そうなりますと、4ヶ月といっても、面積が大きいので大型車がどんどん来ます、相当な量が。先ほど説明のあった報告第57号と同一事業者ということでそこも含めて一体化ってことでありますので、ちょっと大きいかなと。法律上といいますか、農地法上含めて農地改良の案件の中で特段ダメだよっていうところがない以上は事務方としては申請を受けてます。先ほど申し上げたとおり、何らかのかたちでちょっと違うのではといったことがあれば、指導員については特に事務局と細かい打ち合わせをしたりしていただければありがたいなと思います。これにつきましては、県の常設審議委員会に諮ります。県でもこれ、喧々諤々やるんですけども、果たしてこれ、東京の板橋区内のストック残土から運んでくるってことだから、失礼けれども経費がかなりかかるんですよ。大型車がどんどん来るわけだから。それらについての経費については当然農地改良だから明細も出してもらいたいけれども、なかなか普通ではちょっとどうなのかなと首をかしげるような、ちょっとそういう</p>

会 議 件 名		て ん 末		
会 議 進 行 状 況			<p>た心配もある案件であります。ただ、農地法上ダメだということがないければ断れないっていいですか、そういう状況であります。</p> <p>(塚越委員、挙手)</p>	
	塚越委員	はい。		
	議 長	塚越委員、どうぞ。		
	塚越委員	今の案件なんですけれども、滑川町在住の申請人、この方の経営状況、農業経営をされているんだと思うんですけど、農業経営の実績がどのようにあるのか、事務局で把握していましたら、それをお知らせしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。		
	議 長	はい。では、事務局より説明をお願いします。		
	事務局	<p>それでは、事務局よりご説明させていただきます。</p> <p>所有者の方につきましては、一昨年に、こちらの土地を農地法第3条でご購入いただいておりますが、現時点で作付け等は行われておりません。一応我々も、3条により土地を取得した後に、現在なぜ作付等が行われていないのか確認をさせていただいたところ、体を崩してしまいまして、着手が遅れてしまっていたと聞いております。当時の計画としては、果樹の栽培を行う予定で農地を購入されました。購入された際も、すぐに作付をするのではなくて、まずはその植え付けのための準備をしてから作付する計画でございましたので、その着手が遅れてしまったというのが深谷市内のこの土地における状況になります。こちらの方につきましては、ご自身の住宅が所在する滑川町の方に農地を6反ほどお持ちになられておりまして、滑川町の農業委員会から現在遊休農地等になっている農地はないとの報告を受けておりまして、耕作地として、現地の方で露地野菜の作付が行われている現地の状況写真等の提出をいただいておりますので、現状、滑川町のご所有農地につきましては、適正に農業経営が行われている方であるという判断ができるかと思われます。ただ、深谷市におきましては、現在、一昨年に3条で土地を購入した後にまだ営農が行われていないということになります。</p> <p>以上です。</p>		
	議 長	はい。事務局からの説明でした。		
		(塚越委員、挙手)		
	塚越委員	はい。		
	議 長	はい、塚越委員、どうぞ。		
	塚越委員	すいません。わかっている範囲内で結構なんですけれども、果樹経営をされているのか、それともそういった経験が全くなくて、このような事業を始めるのか、そこら辺が知りたいなと思ってたんですけど、その辺はどうなんですか。		
	事務局	<p>はい。そちらにつきましては、一昨年の3条の農地購入の際にも事務局等で、やはり同じ疑問がありまして確認をさせていただきました。現在は、その果樹等の経験の実績っていうのはございません。ただ、今回果樹等の栽培に関しましては、近所でそういったことをやられてる方にご指導いただきながら経営をしていくということで、3条申請のヒアリングの際にも、そういったことができるであろうという計画がきちんと示された中で、新しい土地での農業にはなるのですけれども、地元における実績と、教えていただける方の農地が適正に管理がなされていることをもって、許可相当と判断させていただきます。</p>		

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況			以上でございます。
		議 長	塚越委員、よろしいですか。
		塚越委員	はい。
		議 長	他にご意見はございますか。 私から言うのはおかしいんだけど、当初からこの場所については結構荒れた場所でした。それで本当にここで経営をされるのかなど。栗を植えると言うけれど、これは経営として成り立つのかなって言うのがあります。だからといって色眼鏡で見て駄目じゃないかって言い切れなくていうところは、ちょっと嫌だなどという感じは受けております。果たしてこれだけの経費をかけて、この場所ですって言うのはどうなのかなど。以前ですね、この近辺に県から玉ねぎ等を含めた加工施設等々について、是非深谷ですって話がありました。本市において、その玉ねぎ生産なんてのは、全体売り上げの1割、2割とかあるわけではないので、それについてご意見を皆さんに伺ったところ、いや無いぞ、と。最終的にはここら辺りの物を使うんじゃないかと、他県で生産された物のストックじゃないけど、そういった物を使った加工になるんじゃないかというような、地元にはプラスにならないんじゃないかっていうような話がありまして、これについては立ち消えになったっていう状況もありました。この場所については、皆さんにご案内の通り、JA全農埼玉青果ステーションのすぐ反対側、いわゆるバイパス沿いからちょっと中に入った所になります。だから本当にこれ、経営やるのかなってなったときに、事務局もはてなという感じを持っております。けれども、現行法の中で、先ほど塚越委員からも経営はどうなのという質問がございましたけれども、現行法上については、ノーとは言えないんですよ。
		事務局	そうですね。
		議 長	ということなんです。ただ皆さんからのご意見は意見として挙げておいていただかないと、県の審議委員会に行ったときに深谷市ではこういう意見がありましたよってことが言えないので。常設審議委員会へは毎月私が代表で行くのですが、それらを持っていってどうするのか伺います。県の常設審議委員会ではいいのか悪いのかということになりますので。忌憚のない意見を出していただければと思います。
		事務局	はい。よろしいですか。
		議 長	はい。事務局どうぞ。
		事務局	ひとつ補足説明させていただきます。農地法第5条における農地改良行為、こちらにつきまして、埼玉県の方で農地改良の事務処理要領というのが定められております。こちらの審査基準といたしまして、農地法の第5条というのは、あくまでも受人さん、いわば行為者の方の行為を審査するものであって、例えば今回のような一時転用行為というのは、建設業者さんが農地改良を行うための審査というのが本題の審査基準になります。そういった中で、農業委員会のサイドからすれば、泥をただ持ち込まれて荒地化されてしまう恐れがあるものを許可するのは当然できませんので、改良した後でどういった耕作を行う計画なのというのを、適正に審査した上で両者がきちんと成り立つものというのは許可の対象としましょうということになります。ただし、あくまでも農地法第5条というのは受人による審査である以上、全く耕作を行わない計画であったり、明らかに実行が不可能な計画、そういったものについては当然許可を行わないということではありますが、計画として適正な農業を行う計画が示されて、例えば、やるやるって言ってるけれども、他に持っている農地を全くやってないのにそこだけやるって言っても、それは信じら

会 議 件 名		て ん 末	
会 議			れないから許可を行わないということは可能なんですけれども、やはり他の農地が適正に利用されていて、今回のように経験のない作目で計画がなされたとしても、それを不許可にするということは難しい案件になっております。もう一つ、今回の3,000㎡を超える農地改良につきましては、環境サイドの方、県の北部環境管理事務所で、埼玉県の土砂の堆積に伴う条例に基づく手続きが行われておりまして、土砂の搬入後に、実際に持ち込んだ泥の土質調査の定点観測が行われ、その成果を北部環境管理事務所の方に報告することとなっておりますので併せてご報告をさせていただきます。 以上です。
		議 長	はい。事務局より細かい説明をいただきました。これをもって、審議をさせていただきます。この件に関し、他にご意見ございますか。 (馬場委員、挙手)
進		馬場委員	はい。
		議 長	はい、馬場委員。
行		馬場委員	今の案件でありますけど、土質・発生場所ってことで、東京都板橋区のストックヤードというふうに書かれてありますよね。この板橋区にあるストックヤードにはどんな土質のものがストックされているのか、これを運び込まれる前に調査はできないんですか。そうすれば、運び込まれる土が建設残土でコンクリの欠片とか、木材とか色んな物が入っているかどうかかわかると思うんですね。運び込まれてから調べるよりもこのストックヤードを事前に調べて、その後許可をします。だから、運び込まれてから見るんじゃちょっと遅いんじゃないかと思うんですね。そういう必要はないのでしょうかね。 以上です。
		事務局	現行の審査基準からいたしますと、その保管状況に関しましては現況写真を提出いただいているのですが、一応その土砂の堆積につきましても、各市町村、都道府県それぞれ基準がいろいろ異なっておりまして、今回の東京都のストックヤードにつきましては、都の方からその土砂を保管するための場所であるという許可を取ったと言う許可書の方は提出いただいております。実態といたしましては、その許可を取った敷地自体がそんなに広い敷地ではないので、3,000㎡そのものを一括でストックしているヤードではなくて、練馬区で造成工事を行った泥を、その許可を取った置き場に一時保管して、その泥を今回の申請地に運び込むということで事業計画が提出されております。通常ですと、例えば大きなストックヤード、こちらにつきましても、土砂の堆積については許可制度を敷いている都道府県がほとんどです。深谷市の農地改良におきましては保管されている敷地が適正な手続きをとっているかというの確認させていただきます。それからその保管の条件といたしまして、年に何度か土質調査をするというのが各々の法令で義務付けられています。もしも運ぶ前の泥の確認を確実にしておいたら、農業委員会の方でそういったものを条件として付すということで、要領と要項等でご検討いただいた後に、全ての土質調査を提出しなさいってことはできなくはないです。現在、今回の申請におきましては、土質調査を規制として必ずやりなさいということまでが言えないので、土質調査表の提出を受けているんですけれども、その採取場所というのが、本人が持ち込んだ泥を検査してもらった結果になっておりまして、その場所で確実に採取されたかどうかという証明が取りきれれておりません。そして、その土質調査につきましては、こういった方法で実行しなければならないというのが現行の規則にはないんです。農地改良におきましては、本来の農地法
状 況			

	会 議 件 名	て ん 末
会		<p>の趣旨からすると、農地改良というのは許可不要で行って良いっていうのが国のルールになっております。ただ、埼玉県内におきましては、バブル期の時期に都内から大量の建設残土が運び込まれたり、廃材等が大量に県南部等で埋められてしまったという実態がある中で、埼玉県が独自に、農地改良においては一時転用の許可を取得させようということでルールを作ってやってる部分がありますので、基本的には法令の中での上乘せ施行という位置づけになっております。細かいルールにつきましては、当然その市町村ごとに追加で入れるということもできますので、今後の改良工事において、全てその土質調査等の実施が必要であるという意見を農業委員会の方からいただきましたら、当然深谷市の方でその審査をした上で、適正であるというものについては、要綱等で提出を求めていくことは可能になるかと思っておりますので、今後そういったことを相談させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議		<p>(馬場委員、挙手)</p> <p>馬場委員 はい。</p> <p>議 長 はい、馬場委員。</p>
進		<p>馬場委員 今説明いただいたわけなんですけど、実際に私の家の近くに、過去にですね、酷い盛り土がされたことがあるんですよ。だからこういうストックヤードから持ってくるのであれば、その土質調査をですね、事前にぜひ調査してですね、問題が起こらないようにしていただきたいと思うんです。なおこの案件については、大澤委員と私で監視といいますかね、見守ることになってますね。特に懸念材料を残さないように、発生させないようにお願いしたいと思います。今、熱海の鉄砲水の問題が発生してますけど、埋め立てが進んでからね、あそこはこうだったとかね、絶対にならないように大澤委員と私で監視していきたいと思っております。結構、農業委員会が重要なことだと思うんですが、本件には関係ないと思うんだけど、かつて花園の花園橋の下に、今は緑で覆われてますけど、花園橋の高さと同じくらいひどい残土だか、廃材というかね、あれが山になって今も放置されてありますけどね。そういうことになんないように見守りしていきたいと思ってます。</p> <p>以上です。</p>
行		<p>議 長 はい、馬場委員ありがとうございました。</p> <p>他にご意見ございますか。</p> <p>(小暮委員、挙手)</p>
状		<p>小暮委員 はい。</p> <p>議 長 はい、小暮委員。</p>
況		<p>小暮委員 小暮と申しますけど、今日初めてこの資料見せてもらったんですが、いわゆるなぜこんなことをするのかっていうですね、一般的に考えて経済合理性がないように思うんですね。仮にその盛り土が必要であれば、なぜ遠いんですね100kmも離れている板橋から持ってくるのか。かなりの費用がかかると思いますし、これ資本回収できないと思うんですね。なんでこんな、3, 200㎡ですか。ダンプって一台、たしか6㎡か、そのぐらいですよ。そうすると相当の数のダンプの費用と、高速は使わないでしょうけど費用もかかり、収益が元とれるのかどうかっていうことと、板橋から持ってきた泥が農地として合うように思えないんですよ、どう見ても。土盛りして栗林かなんかやるんでしょうから。だとすれば、近隣の安い土地を農地に合うような泥を持ってきた方がよっぽどいいと思うんですよ。ということ</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会			<p>は、この件については、板橋の残土って言ったら失礼ですけど、その土を処分するのが目的であって、こちらのやることについては何か作られた話じゃないかなと。</p> <p>それと今、事務局から丁寧に説明していただきましたけれども、農地法上は非常に合理的なんだと、断ることも議長がおっしゃるようにはできないんだと、それはよくわかりますけど、かといってこれに問題が起きた場合にですね、私も農業委員としての責任が、どういう責任が降りかかってくるのか、その辺もですね、この大きな案件を短時間の協議をただけで「はい、賛成です。」って言うていいのかわるか。仮に近隣の人からですね、私も全農埼玉青果ステーションの方をよく知っています。非常にちょっと心配がありますので、やはりもう少しですね、審議として深掘りをした方がいいんじゃないかと、こんなふう思うんですけども、よろしく願いいたします。</p>
議		議長	<p>はい、今、小暮委員からですね、もう少し深掘りをしていただきたいとご意見ございました。事務局の方の考え方を、一つ説明をお願いいたします。</p>
進		事務局	<p>すみません。今ご指摘いただいた点につきましてご回答させていただきます。</p> <p>現在の状況といたしまして、先ほどおっしゃられた内容につきましては、正直私も申請人に窓口でお伺いをしました。なんでわざわざこちらまで持ってこなくちゃいけないのか、と。それで元々の深谷市自体の考え方っていうのは、農地は農業者さんが使うものであって、泥処分する場所じゃないですよ、と。当然、農地改良を行うのであれば、受人さんではなくて、耕作人である所有者の方がその農地の改良を必要として、費用を投じて、生産環境の向上を図るのが目的でなければならぬんじゃないでしょうか、と。ということに関しては、令和元年度の4月1日以前、当時埼玉県が農地転用の許可を行っている時点において、私はもう何度となく同じ質問を県にさせていただいたことはあります。ただ、そこに関しては、農地改良はあくまでも先ほど申し上げたように受人さんの審査であって、今回、受人さんからは、約500万円の費用がかかるっていうことで、資金計画書と残高証明書の提出をいただいております。それでその500万円が回収ができるかどうかという点につきましては、行政でそこまで踏み入ることが審査の中でできないんですね。その500万円を全部農業者さんが負担をして、農業収入で500万の稼ぎを栗と梅であげようとしたら、どれだけの期間がかかるんだろうってなった中で、採算性が合わないだろうっていうお話は、やはり何度となく確認はしておるんですけども、当然今回の事業の実施の確実性という農地法の審査基準上は、実際にかかる費用の見積もり、それとそれを会社が負担できるだけの資金力、その審査が完了すれば、農地法の法律上は許可を出さざるを得ない、と。確かに費用対効果は恐ろしく悪いんじゃないかっていうのは私も思うんですけども、それだけをもって許可等を行わないという判断ができない、といったところになるかと思っておりますので、その経済性等に関しましては、ちょっとなかなかそこまで踏み込んだ話が聞けないというのが実態になっております。</p> <p>以上になります。</p>
行		小暮委員	<p>そうしますとですね、これ許可を出さない訳にはいかないんだということになると、何のためにこれを審議しているのかよくわかんないですね。許可を出さない訳にはいかないんだっていうことを、私たちに議案で出すっていうことはちょっと失礼じゃないですかね。</p> <p>黙って全員が許可するしかないんだっていうなら会議に出す意味がないですよ。</p> <p>それともう一点。その500万って何ですか、これ。桁違いますよ、どうみたって。子供が考えたってわかりますよ。3,000㎡ですよ。運ぶだけでもかかるけど、整地しなくちゃいけないでしょ。ユンボを持ってくると、何か持ってきてやらなくちゃいけないんですよ。そういう農地の形状にするためには、当然排水のことも考えたり、色々考えなく</p>
状			
況			

会議件名		て ん 末	
会 議		事務局	<p>ちゃいけない。500万で残高証明取りましたからと、経済の資本回収を農業委員会がやる価値がないとかっていうと、そうするとこの審議そのものについて、私はおかしいと思いますよ。許可を出さざるを得ないんだと、そういうことだとすれば、後ろから鉄砲を突きつけられてるのと同じじゃないですか。農業委員会の価値観は全くないと思います、そうだとすれば。それについて、しっかり説明してください。</p> <p>はい、すみません。許可を行わなければならない、というような発言になってしまったことについては訂正してお詫びさせていただきます。申し訳ございませんでした。</p> <p>それらの趣旨を踏まえまして、本日のご審議という形になりますので、本日、皆様にこのご説明させていただいた中で、やはりその見積もり等が不適当であって、本来かかるべきお金が計上されていないんじゃないかというような部分を含んでご審議をいただいて、本日いただいた意見をもちまして、11月4日の常設審議委員会に、深谷市農業委員会からはこのような意見が付されております、ということでご報告をさせていただきます。その中で、県内全域でもそういったことをもう一度諮っていただいた中で、ご審議の方させていただきますので、全て、今回、今お話させていただいたことを踏まえて、皆様の方で議決をいただいて、そういったやはり実現性のないものじゃないかということであれば、そのような形でご審議をいただいた後に、最終的に再度確認等が必要なことについては、全て確認した後に処理の方させていただきますので、忌憚のないご意見をそのままお出しいただいて、必要であれば当然再審議等もお願いできればと思います。</p>
			議長
進 行		議長	<p>そうです、そうです。埼玉県農業会議です。</p> <p>だからここで意見をいただいたものを県としてどういう対応するのかってことでこういう意見があるんだよと。その上でいいのか悪いのかってところで、良くないんだとしたらこういうところを是正していただく方向性を持って対応してくださいよっていう話になるじゃないですか。でないと、ただ今のお話だといいか悪いかだけで、いいって言うしかないんだとしたらおかしいじゃないかってことになるから。加須でもね、前あったんですよ。加須の中でも意見が分かれていて、それらについて県の審議会に出して、県の方は県としての姿勢、考え方、全部出してもらった上で、再度東部環境管理事務所、加須農林振興センターを含めて協議すると。こっちの場合は北部環境並びに大里農林振興センターを含めて協議するっていうかたちでやっていますから。そういうことで進めさせていただいたらどうかな、というふうに思いますけど。</p> <p>受人の方のね、その後の経営をちゃんとやるのかやらないのかで、やらなければ、当然それについては悪しき前例で、何やってんだってことになりますから。経営指導してもらおうっていうのは、うちの方と、あるいは県の大里農林振興センターの管理部分ということになります。</p> <p>(宇野委員、挙手)</p>
状 況			

会議件名		て ん 末	
会議 進 行 状 況	議長	はい、宇野委員。	
	宇野委員	12ページの、この挟まれる土地がありますよね。こういうところの土地の所有者っていうのはこういうことをすることについて、何か意見を言うこととか、同意を得るとか得ないとか、そういうようなことってあるのですか。	
	事務局	12ページのところの地図がすいません。住宅地図等が貼り付かないのでなかなかイメージが湧かないと思うんですけども、12ページの一つ残っている土地の北側の敷地につきましては宅地で、今、更地にはなってるんですけども、もともと住宅の進入路になっていた宅地になってます。その1枚北側につきましては、現状資材置き場等で利用されている、いわば宅地利用されている土地、西側につきましては、昨年度、たんぼぼ保育園という保育園の園庭として転用の許可が取得されている場所になりまして、三方全てが非農地になってます。その小さい所ですね。その非農地を挟んで今回の大きな敷地に繋がってるような形になりますので、敷地全てが農地になるわけではございません。農地改良におきましては、県のルールでは同意までは正直求めてません。ただ、平成18年に、合併したときに深谷市の農業委員会として、隣接の農地所有者からは同意を取るっていうことで事務処理の要領を定めさせていただいておりますので、隣接する農地所有者の方からの同意書っていうのはご提出をいただいております。本案件につきましては、北側の一部農地の所有者の方から、印鑑をついた同意書っていうのを提出をいただけてません。申請者からは、訪問して工事内容については説明をして了解は得られたんですけども、印鑑の押印まではご勘弁いただきたいということでお話をいただいたっていう旨の書面が提出されておりまして、先日、大澤委員とその方の家に私も伺ったんですけども、ちょっとまだお会いできていないので、真実のところは確認できておりません。けれども、そういった書面の実現性とか現実性、そういったものは事務局の方で確認させていただくつもりでおりますので、基本的に近隣の農地所有者の方の御同意はいただいております。以上です。	
	宇野委員	それで、これ嵩上げするってことは、周りよりも高くなるっていうことですか。高くなるってことは、周りに対して何か迷惑かけるような感じがするんですけど、その辺は。	
事務局	そうですね。 実態といたしましては、実際には現道の道路から1番高いところで30センチ。もともとの事業計画ですと、今回東側にしか道路がないので、その道路から30センチを上げたいという計画を持ってきたんですけども、南から北に向かって少し上り坂になっておりますので、現行の道路の土地の高さに合わせてしまうと、現状の土地から一番高いところで約1m近い差が出てしまうと。そういったものをそこだけ上げてしまうと、やはり北側の農地がただの水溜りになってしまうだろうっていう部分がありまして、ちょっと我々の方で調整をさせていただいて、西側に一段低い道路があるんですけども、それと東西方向に走っている道路の勾配に合わせて、その道路から30cm以内の嵩上げで収めてくれということでお話をさせていただきました。もともとの計画よりは60cm程、全体的に下がる計画にはなっております。道路から当然乗り入れができないと、農地改良しても畑に入れないのでは仕事ができないよというところがありまして、もともと東側の高い道路に全部擦り付けてしまうっていう計画でお持ちいただいたんですけども、そうなると北側の農地の水が抜ける先がなくなってしまうので、基本的に道路からの乗り入れは、約4mの馬入れを1ヶ所とって、その馬入れの下に配管パイプを通すことで、道路とその盛り土をした間にちゃんと隙間を作って水が抜ける道を作ってくださいということで、周りの耕作に支障が出ないように、もともとの計画からはずいぶん配慮いただいて、事業規模は縮小した中で実施する計		

会議件名		て ん 末	
会 議		議 長	画とはなっております。ですので、何でもかんでもやりたいように盛っていいよっていうことではなくて、やはりそれなりに影響が出ないように、対策は講じていただいておりますのでご報告させていただきます。 以上です。
		馬場委員	はい、よろしゅうございますか。 他に意見はありますか。 (馬場委員、挙手)
進 行		議 長	はい、もう一回。
		馬場委員	はい、馬場委員。 手短にお願いします。
状 況		馬場委員	今、色々お話いただいた訳ですが、この地主の〇〇さんというか、この方の家族構成っていうかね、ここに7反ばかり川本地区に土地を買った訳だけど、滑川から川本まで来て果樹を植えるということだけど、管理が実際に滑川と川本で距離が相当ある訳だけど、埋め立てが仮に終わったとして、管理ができる体制にあるかどうか、このことも調査の必要があるんじゃないかと思うんですよね。だから、安易に許可は与えないほうがいいと私は思いますが。その辺いかがでしょうか。
		事務局	すいません。そちらにつきましては、今回あくまでも農地法5条の申請ということになっている中で、もともと3条申請を受けた際に、前任の農業委員さんの方でヒアリング等を行っていただいた上で、営農が可能であろうということをもって3条の許可を出させていただいておりますので、詳細については、申し訳ないんですけども、今その当時ヒアリングに同席したものがこちらに来ておりませんので、当時の資料等を踏まえてこういった経緯で許可の方が行われているということで、ご説明が必要であれば、改めて馬場委員にはお伝えさせていただきたいと思うんですけども、一応その3条のご申請をいただいた際にも、もともと滑川に住んでいる方ですので、その営農の条件、やり方、今後の方針等を踏まえて、継続可能であると判断されて許可が行われておりますので、農業経営自体はできるものと、その当時判断しているものだと思いますので、申し訳ありませんけれどそれでご了承いただければと思うのですが。
		馬場委員	その当時と農業委員のメンバーが変わっているの、改めてその辺、皆さんに状況説明をお願いしたいと思うんですよね。川本地区で大澤委員と私で、これを見守れてことだから、結果としてね、まずい結果となったら、非常に私自身も心が重いんで、ぜひお願いします。
		事務局	申し訳ないですけども、今回馬場委員の方で改良の指導員をお願いすることになると思うんですけども、工事の着工前に、施工業者と当然その耕作者と我々と指導員さんで現地の立会いを行います。その際に馬場委員の方で、耕作者の方によくヒアリングをしていただいて、あまりにも無理だろうっていうような計画に感じた場合には、ちょっと再審議させてくれということでお話をいただくということでもよろしいでしょうか。 どうしてもそこに関しましては、我々も今の状況でお伝えできる情報がございませんので、まずご自身で、人を見てみないと何とも申し上げられない部分があると思いますので、前任の方は前任の方ということで、お話の中で今の委員さんとよくお話をしてくださいということでお伝えをさせていただきたいと思いますので、立会いの際にご確認いただければと思いますので申し訳ありません。よろしく願いいたします。

会議件名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	馬場委員	はい。了解。 (小暮委員、挙手)	
	小暮委員	はい、もう1回だけいいですかね。	
	議 長	はい、小暮委員。	
	小暮委員	申請人が2人になってますけども、下に書いてある業者さんが、 □□さんっていう会社が建設業で共同申請みたいになっているんですけど、この関係はどういう意味で業者さんが入っているのでしょうか。この□□さんが何をやるんですか。	
	事務局	この□□さんが工事を施工する会社さんなので、今回の農地改良の申請人は□□さんです。□□さんが農地改良を行う会社になります。それで、○○さんはその土地の所有者さんということなので、上に書いてあるのは土地を所有している人、今回はたまたま土地の所有者と耕作者が同じになりますので、耕作を○○さんがするということになります。 あまり深谷市では例がないんですけれども、他市なんかだと、地主さんがいて、工事を施工する人がいて、その先に土地を借りる予定の人がいますっていう市町村も中にはあるんですけど、深谷市の場合、耕作を自分でやる土地しか農地改良というのは原則受けませんっていうことでやっていますので、誰がやるかわからないっていうことは防止させていただいてはおります。今回、□□さんにつきましては、5条の転用の申請をお出しいただいて、農地改良の工事をやる業者が□□さんで、土地の所有者が○○さん、その○○さんの土地で、○○さんが耕作をする計画の農地改良になっております。 以上です。	
	小暮委員	はい、わかりました。	
	議 長	それではですね、ご意見を頂戴したなかで、これらについてまず皆さんのご意見を。	
	事務局	申し訳ありません。 小暮委員さんの方から、ちょっとご質問のありました資金計画の関係ですが、私が失念していた点がございまして、ちょっと後でこれの中を見てもらいたいですけれども、お見積もりでいただいている額が約400万円っていうのが、これがひと月の経費で、工期としては4ヶ月見込んでますので全体で1,600万ほど経費がかかる予定だと。一応残高としては6,400万円が会社としてありますよと。その費用を今回の工事に充てますという計画になっておりますので、申し訳ありません。ちょっと金額につきましては、一応会社が見込んでいる今回の工事に関わる費用は、約1,600万円程度ということで訂正させていただきますので、申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。	
	議 長	はい。それではですね、慎重審議いただきましたので、ここで終結をさせていただきます。まず、本件についてはですね、これで推進させていただく、と。そして県の常設審議委員会にかけまして、その県の意見の中に、本件についての皆さんの意見を付していくという考え方で進めさせていただければいいかなというふうに思いますけど、よろしゅうございますかね。 (委員より「はい」との声)	
	議 長	それでは、まず9番以外の案件につきまして採決をさせていただきます。本件については決することよろしいでしょうか。	

	会 議 件 名	て ん 末	
議 進			(委員より「異議なし」との声)
		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決めます。
		議 長	あとはですね、整理番号9番は農地改良だから、これ馬場委員と大澤委員のお二人にはばっちり対応してもらおうということでお願いできればと思います。 そういたしましたらですね、9番につきまして採決いたします。 この9番の農地改良の議案につきまして、まず許可相当であるという方、挙手をいただければと思います。本件につきまして、許可相当であるというふうに思われる方、挙手をお願いいたします。
			(委員、挙手)・・・人数確認
		議 長	はい。手を下ろしてください。
		議 長	許可相当でない、いわゆる不許可相当であると思われる方、挙手をお願いいたします。
			(委員、挙手)・・・人数確認
		議 長	はい。手を下ろしてください。 不許可相当であるという方が大多数であります。したがって、本案件については不許可相当ということで決めます。
		議 長	それではですね、それをもって県の方へ提出、審議会の方に出します。埼玉県農業会議常設審議委員会に諮ります。これをもってまた、深谷の方にこういう状態でしたという県の方からの通知がありますので、またご報告させていただくということで終わらせていただきます。
議 行	議案第61号 「農用地利用配分計画(案) に対する意見について」	議 長	次に、議案書の34ページ、議案第61号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。 農業振興課より説明を求めます。
		農業振興課	はい。農業振興課です。議案書34ページの議案第61号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」をご説明させていただきます。 本議案は、農地中間管理事業における農地貸借に関するものでございます。本事業は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、農地の所有者から農地を借り受け、経営規模の拡大や農地の集積・集約化を図ろうとする担い手農業者等に、まとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けることにより、農地の有効利用や、農業経営の効率化を進めていくものでございます。 本事業における農地貸借につきましては、まず所有者と農地中間管理機構が利用権にて農地貸借を行います。農地中間管理機構が農地を借り受けた後、農地中間管理機構が行う公募に応募した借受希望者に農地を配分する計画を作成し、埼玉県知事の認可を取ること、貸借が成立することとなります。この農地の配分計画を作成した際、機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農業委員会の意見を求めることとされていることから、議案の提出に至ったものでございます。 農業委員会へ求める意見の内容といたしましては、借受者が農地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであるか、当該農地を借り受けることで周辺農地利用に悪影響を及ぼす恐れはないか、借受者は農作業に常時従事する見込みがあるか等でございます。今回配分する農地につきましては、本田畠山地区の8筆、11,944㎡でございます。8筆全てが今回新たに農地中間管理機構が利用権にて農地貸借を行う農地です。先ほどの議案第57号で
議 状			
議 況			

会議件名		て ん 末	
会 議			<p>ご審議いただきました「農用地利用集積計画の決定について」の整理番号54番から58番がそれに該当いたします。今まで農業委員会を通して貸借していたもので、その期限が切れたため、耕作者、所有者の意向によりまして、農地中間管理機構を利用して貸借をしたいというものになっております。</p> <p>以上説明とさせていただきます。 ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
		議 長	<p>はい。ただいま農業振興課より、本件、「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」、これを説明いただきました。これにつきまして、皆さんご意見ございますか。</p> <p>(吉田委員、挙手)</p>
進 行		吉田委員	いいですか。
		議 長	はい。吉田委員どうぞ。
状 況		吉田委員	<p>中間管理機構ではですね、指定されていない場所、大寄地区なんですけど、上敷免と矢島はなっているんですけど、その他のところで、農地中間管理機構を通したいという申し出をしたら、そこは指定されてないから駄目ですってということで、農業委員会の利用権設定に変えたんですけど、その指定をされてないっていうのは、指定されるようにするにはどういうふうにしたらいいかっていのを農業委員に教えていただければありがたいと思いますけど、よろしく願いします。</p>
		議 長	はい、農業振興課。
		農業振興課	<p>はい。農地中間管理事業で、どうしたら指定地区になるかっていうことなんですけれども、まずその地区をですね、やりたいと、中間管理機構を利用したいという地区の意向を受けてですね、農業振興課の方で話し合いの場を設けさせていただきまして、農地中間管理機構の説明ですとか、その他諸々の説明をさせていただくんですけども、まず最初にその地区で農地を貸したいっていう方たちがたくさんいてもですね、実際、耕作してくれる方がどのくらいいるのかっていうのも当然わからないと、こちらもちよっと進めるのが難しくなるところがございますので、まずその地区の実態をぜひ教えていただければ話は進みやすいのかなとは思ってんですけども。まずはその地区の実態を農業委員さんから教えていただければ、まずありがたいかなってところがございます。</p> <p>以上になります。</p> <p>(吉田委員、挙手)</p>
		議 長	はい、吉田委員。
		吉田委員	<p>はい。あのー、教えてもらいたいっていうんじゃなくて、農地中間管理機構は盛んに農協とか農業委員会とかにチラシを出してますね。これ、誰でも農地中間管理機構に出せばなるのかなと思ったら、ところがどっこい、今言ったみたいに地域で話し合いをしなくちゃいけないと。地域には今、農業者はいるんですけど、農業団体はほとんどありません。農協の農事支部もだんだんだんだん解散になっちゃって、誰かが音頭を取るって言ったら、農業委員か農地利用最適化推進委員が音頭をとらなければ、そういう話し合いはできない。それでですね、大寄地区については、指定されてる所については1,000円のところもあるし、用水費を払ってくれるところもある。指定されてないところは、その農地中間管理機構から借りている人と同様に土地を借りているんですけど、使用料は無料です。だから、そういう話が出てくるんですよ。農業委員さん、どういうわけなんだい、と。うちの方は</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行			<p>なぜ小作料が入らないんだい、と。実際、上敷免は1,000円、矢島はなんぼか地域の人に払っているんですね。中間管理機構に指定されない所は無料なんですよ。貸し手がかわいそうなんですよ。ずっと将来、末代までそのまま払い続けるのかっていう話になっちゃう。用水費をね。それで米を作ってるのは借り手です。これは非常に矛盾があるよっていう話を我々されると、なんとも答えようがないんで、その辺のところを何とか、今後の課題にさせていただければありがたいと思います。</p>
	農業振興課	議 長	<p>はい、すいません。農業振興課からですね、その地区の意向調査等を含めて調査させていただきまして、その上でその地区の担い手さんとか、そういったものを農業委員さん等にですね、一度お話し、ご協力いただきながら、仕組み等を作っていくというふうに考えてますので、ご協力をお願いしたいと思います。</p>
	吉田委員	議 長	<p>いいですか。 ということで一つ、一肌脱いでいただきたいと思います。</p> <p>はい、了解。</p> <p>他にありますか。</p> <p>よろしいですか。 (委員より「はい」との声)</p> <p>それでは、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、「意見なし」と決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)</p> <p>意見がございませんので、本件は「意見なし」と決します。</p>
状 況		議 長	<p>はい。それではですね、色々ご意見をいただきまして、長時間にわたって慎重審議いただきありがとうございました。 以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。</p>
	閉会	事務局長	<p>以上をもちまして、令和3年第10回定期総会を閉会いたします。</p>

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年10月29日

議 長 安藤 巳喜夫

署名委員 吉田 光雄

署名委員 新井 安夫